

(別表2)

不利益処分に係る処分基準

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法
根拠条項	第90条
処分の概要	都道府県職業能力開発協会の設立認可の取消及び業務の全部又は一部の停止
法令の定め	職業能力開発促進法 第90条
処分基準	「未設定」イ 処分基準が法令の定めで言い尽くされているため。
処分担当課	経済部労働政策局産業人材課産業訓練係（電話番号：011-204-5357）
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ）